

議案第 6 3 号

さいたま市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市消防団条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 8 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（消防団員の報酬） 第 1 4 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 出動報酬は、消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合において、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。 （1） 災害の職務 1 日につき <u>8, 0 0 0 円</u> （2） 前号の職務以外の職務 1 回につき <u>3, 5 0 0 円</u> 5 前項第 1 号に掲げる職務に従事した時間が 1 日につき 7 時間 4 5 分を超える場合は、その超過時間 4 時間までごとに 4, 0 0 0 円を同号に定める額に加算して支給する。 6 第 4 項第 1 号及び前項に規定する職務への 1 回の従事が、従事を開始した日から翌日以後にわたる場合、当該翌日以後にわたり従事した時間は、職務への従事を開始した日のものとみなす。 7 第 4 項第 2 号に掲げる職務の 1 回の従事時間が 4 時間を超える場合は、<u>3, 5 0 0 円</u>を同号に定める額に加算して支給する。 8 〔略〕	（消防団員の報酬） 第 1 4 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 出動報酬は、消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合において、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。 （1） 災害の職務 1 回につき <u>4, 0 0 0 円</u> （2） 前号の職務以外の職務 1 回につき <u>3, 0 0 0 円</u> 5 前項第 1 号に掲げる職務の 1 回の従事時間が 4 時間を超える場合は、その超過時間 4 時間までごとに 4, 0 0 0 円を同号に定める額に加算して支給する。 6 第 4 項第 2 号に掲げる職務の 1 回の従事時間が 4 時間を超える場合は、<u>3, 0 0 0 円</u>を同号に定める額に加算して支給する。 7 〔略〕

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市消防団条例第 1 4 条の規定は、この条例の施行の日以後の出動に係る出動報酬について適用し、同日前の出動に係る出動報酬については、なお従前の例による。